

三原市メンタルヘルスサポート事業業務
受注者選定公募型プロポーザル募集要項

1 目的

メンタルヘルス不調者の早期発見・早期支援のため、カウンセリングを行い、メンタルヘルス不調者の重症化を予防することを目的とする「三原市メンタルヘルスサポート事業」を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するための必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名称 「三原市メンタルヘルスサポート事業業務」
- (2) 業務内容 別紙「三原市メンタルヘルスサポート事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 予算上限額 3,445,750円（消費税額及び地方消費税額を含む）
なお、委託料は相談実績に応じ支払うものとし、この予算額の全額を保障するものではない。

3 参加資格要件

以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2号各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (3) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、8(1)イに定める書類を併せて提出すること。
- (6) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

4 説明会の開催

本プロポーザルに関わる説明会は実施しない。

5 スケジュール

事 項	月 日
公募開始 (募集要項・仕様書公表、配布開始・受付)	令和8年2月20日(金)
質問書提出期限(電子メールにて)	令和8年2月25日(水)17時
参加表明書等提出期限	令和8年2月27日(金)17時
質問書への回答	令和8年3月3日(火)
企画提案書の提出期限	令和8年3月12日(木)17時
プレゼンテーション、優先交渉業者の選定	令和8年3月19日(木)
選定委員会審査結果通知(予定)	令和8年3月23日(月)

6 公募方法

三原市ホームページに掲載及び、保健福祉課窓口にて募集要項・仕様書を配布する。

7 質問書の提出及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書(様式第1号)に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「三原市メンタルヘルスサポート事業業務に関する質問」とし送信すること。なお、受信確認のため提出した際は、電話にてその旨を連絡すること。

- (2) 提出期限 令和8年2月25日(水)17時までに【必着】のこと。
 (3) 提出先 「12 提出先・問い合わせ先」と同じ。
 (4) 回答方法 回答は3月3日(火)に三原市ホームページへ掲載する。

8 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

ア 三原市メンタルヘルスサポート事業業務参加表明書(様式第2号) 1部

イ 添付書類(該当者のみ、※を参照)

※「令和6年～令和8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿」に登載されていない者が参加申込書を提出する場合、次の書類を添付すること。

- ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
- ・印鑑登録証明書 ※写し可
- ・決算書の写し(申請日の事前事業年度の1年間分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書)
- ・市税の納税証明書 ※写し不可、市への滞納がないことの確認のため、三原市に納税義務がない場合は不要
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可

ウ 会社概要書(様式第3号)

エ 関連業務実績書(様式第4号)

- (2) 提出期限 令和8年2月27日(金)17時までに【必着】のこと。
- (3) 提出先 「12 提出先・問い合わせ先」へ持参または郵送とする。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

ア 見積書(様式第5号)及び積算内訳書 1部

見積りは予算上限額の範囲内であること。また、積算内訳書はA4版任意様式で、本体価格と税額を表記する。

※積算内訳について

積算内訳は、開設費、事務費、相談料とする。

(ア) 開設費(家賃、光熱水費、通信料等)

(積算方法) 月毎の開設にかかる費用を算定すること。

(イ) 事務費(相談受付事務にかかる人件費)

(積算方法) 月毎の受付事務にかかる費用を算定すること。

(ウ) 相談料(臨床心理士等の人件費)

(積算方法) 相談1件あたりにかかる人件費(単価)に件数を乗じて算定すること。

イ 企画提案書 1部

企画提案書は、A4版任意様式、表紙を除く20ページ以内で、仕様書及び「三原市メンタルヘルスサポート事業業務受注者選定公募型プロポーザル審査基準」の内容を盛り込んで展開すること。ただし、本プロポーザルでの提案内容を制限するものではない。

なお、提案は1社につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。

※提案書を作成するにあたっては、実現可能な具体的な内容を記載すること。

ウ 事務所位置図及び建物平面図(入り口から相談室までの動線を明記したもの)

- (2) 提出期限 令和8年3月12日(木)17時までに【必着】のこと。
- (3) 提出先 「12 提出先・問い合わせ先」へ持参または郵送とする。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。

10 審査方法及び基準

(1) 審査方法

令和8年3月19日(木)に三原市メンタルヘルスサポート事業業務受注者プロポーザル選定委員会にて選考を行い、委託に適した業者を決定する。

プレゼンテーションは、事業提案説明20分、質疑応答20分とし、選定委員による採点を実施し、最良な業者を決定する。

(2) 審査基準

「三原市メンタルヘルスサポート事業業務受注者選定公募型プロポーザル審査基準」のとおり行い、提案が1社の場合、審査点数の6割以上を満たした業者とする。6割に満たない場合は、協議のうえ決定する。

プレゼンテーションにおいては、指定時間内に審査基準の内容を具体的に説明すること。

(3) 結果通知

結果通知 令和8年3月23日(月)予定

審査結果については、企画提案関係書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、業者名・議事録・選定結果を三原市ホームページに掲載する。なお、選定の詳細についての問い合わせには一切応じない。

11 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、提案者が負担する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類については、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例(平成17年3月22日条例第12条例第12号)に基づき公開する。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (6) 市が定める採点基準に満たない場合には失格とする。
- (7) 本件は、開設時期を令和8年4月1日とし、令和8年度予算が成立し、上記の予算が執行されることを条件としている。

12 提出先・問い合わせ先

三原市保健福祉部保健福祉課 健康増進係(國次・栗田)

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

電話 0848-67-6053 FAX 0848-64-2130

E-Mail sunsea@city.mihara.hiroshima.jp